子ども医療について

子ども医療を受けられる人

北九州市に住所を有し、健康保険に加入している18歳までの子ども

※18歳とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までをいいます。
※学校に在籍していなくても対象となります。
※生活保護を受けている人は対象外です。

子ども医療証の申請手続き

①住所地の区役所または出張所で手続きが必要です。
インターネットからも手続きができます。
詳しくは、右下二次元コードをご覧ください。

【出生】
出生日の翌日から1ヶ月以内（1ヶ月目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に手続きをした場合は、出生日から有効の医療証を交付します。

【転入】
転入日の翌日から15日以内（15日目が閉庁日の場合は次の開庁日まで）に手続きをした場合は、転入日から有効の医療証を交付します。

※上記期間を経過すると、申請月の初日から有効の医療証になります。
（転入日と申請日が同月の場合は、転入日から有効の医療証になります。）

②手続きに必要なもの
・本人確認書類（マイナンバーカードなど）
・子どもの健康保険の資格情報を確認できるもの
（マイナンバーを利用した情報連携による確認の場合、情報が即日確認できない可能性があります。）

医療証の使用方法

・県内の医療機関では、健康保険の資格情報を確認できるものと子ども医療証を医療機関の窓口に提示することにより、助成が受けられます。
・他の公費医療がある場合は、あわせて提示してください。
（自立支援医療、小児慢性特定疾病、指定難病等）
・利用者一部負担金は、医療機関でお支払いください。

医療費の助成範囲

・医療費のうち保険診療による自己負担額から下記の金額を除いた分を助成します。
・薬局での保険診療による医療費の自己負担はありません。
・治療用装具の自己負担はありません。（後日払い戻しの申請が必要）
（高額療養費や他の制度で自己負担額が支給された場合は、本市の助成金を返還していただく場合があります。）

利用者一部負担金表（1医療機関あたり）

年　齢	通　院	入　院
3歳未満	無　料	無　料
3歳以上～小学校就学前	600円／月まで	
小学生	1,200円／月まで	
中学生以上18歳まで	1,600円／月まで	

※次のものは助成対象になりません。
・入院時の食事代（標準負担額）
・保険診療以外の医療費（差額ベッド代、健康診断の費用、予防接種の費用、選定療養費、諸証明の費用等）

申請手続き・届出・ご相談について

住所地の区役所保健福祉課 子ども・家庭相談係へおたずねください。

区役所	電話番号	住　所
門司区役所	093-331-1891	門司区清滝一丁目1番1号
小倉北区役所	093-582-3434	小倉北区大手町1番1号
小倉南区役所	093-951-1031	小倉南区若園五丁目1番2号
若松区役所	093-761-5926	若松区浜町一丁目1番1号
八幡東区役所	093-671-6882	八幡東区中央一丁目1番1号
八幡西区役所	093-642-1449	八幡西区黒崎三丁目15番3号
戸畑区役所	093-881-4528	戸畑区千防一丁目1番1号

〔受付時間〕月曜～金曜8：30～17：00（但し木曜日は8:30～19:00）
※土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日はお休み